

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年一月二十七日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

広島県

二 事業の種類

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町
三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市
熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付
替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する 土地の面積（ m^2 ）
		公簿	現況	公簿（ m^2 ）	実測（ m^2 ）	
広島県 福山市 草戸町 字下山地	一六二六番	雑種地	雑種地	八五	八五・三八	八五・三八 （別紙地積測量図 のとおり）

四 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、登記記録の表題部所有者 花谷 市之助外二百一名

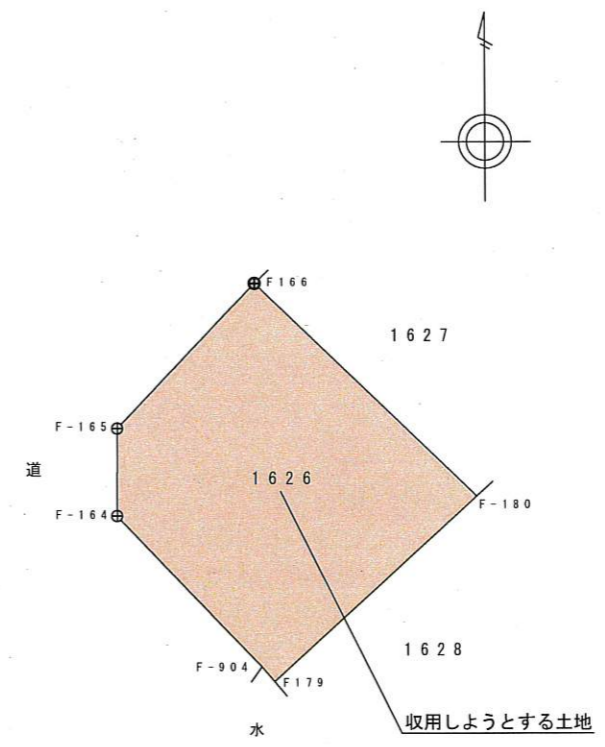
五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和三年十二月二十一日

地番	1626	土地所在図	
土地積測量図			
土地の所在	福山市草戸町字下山地		

座標求積表		座標法 $1/2 \sum [Y_n(X_{n+1} - X_{n-1})]$			
地番	測点	標識	X	Y	辺長
	F-164	金属錶	-168907.417	109086.500	2.892
	F-165	金属錶	-168904.525	109086.510	6.639
	F166	金属錶	-168899.726	109091.099	10.186
	F-180		-168906.765	109098.462	9.102
	F179		-168912.881	109091.721	0.645
	F-904		-168912.394	109091.297	6.912
倍面積					-170.763161
面積					85.3815805
地積					85.38㎡



種別	記号
コンクリート杭	—田—
プラスチック杭	—田—
金属錶	—⊕—
金属標	—⊗—
刻	—⊙—

作製者	(平成 年 月 日作成)	嘱託者	縮尺	1/250
-----	--------------	-----	----	-------